

I. 国立大学法人の財務会計制度の概要～官庁会計と国立大学法人会計の対比

	国立学校特別会計 (官庁会計方式)	国立大学法人会計 (企業会計方式)
主目的	予算とその執行状況の報告	財政状態・運営状況の開示
利害関係者 (情報の利用者)	国民、主務官庁	国民、債権者(債主)、文部科学省
記帳形式	単式簿記	複式簿記
認識基準	(修正)現金主義	発生主義
決算書類 (財務諸表)	歳入歳出決算書 等	貸借対照表、損益計算書、利益の処分または損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、附属明細書
その他	国立学校特別会計で収支を均衡させている 各大学は予算示達額の範囲内で歳出を抑える。	自己収入は国庫納付せず、大学の運営に充当。 各大学で収支均衡させる。国が交付金を財源措置。 予算以上に決算(結果)の重視、結果を踏まえて評価の実施、計画の立案・修正を行なう。

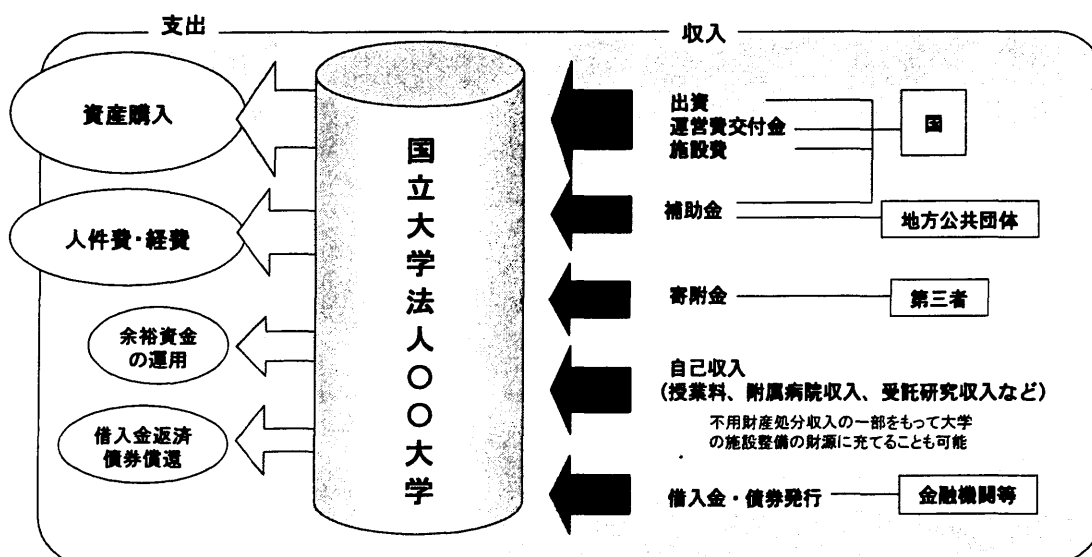
☆資金構造の変化の側面と会計処理方法(財務報告制度)の変化の側面
 <事実関係の変化> <記帳方式の変化>

1

中央青山監査法人

国立大学法人における制度制度

II. 国大法人化による資金制度の変化 ～国立大学法人の資金(今後の流れ)



☆入金(の時期と手許残高)により支払時期における資金残高を推測し、支払が可能かどうかを大学が判断することになります(不足する場合には借入を行う必要があります)。

すなわち、資金繰り管理が重要な業務として新たに加わることになります。～財務機能の変化

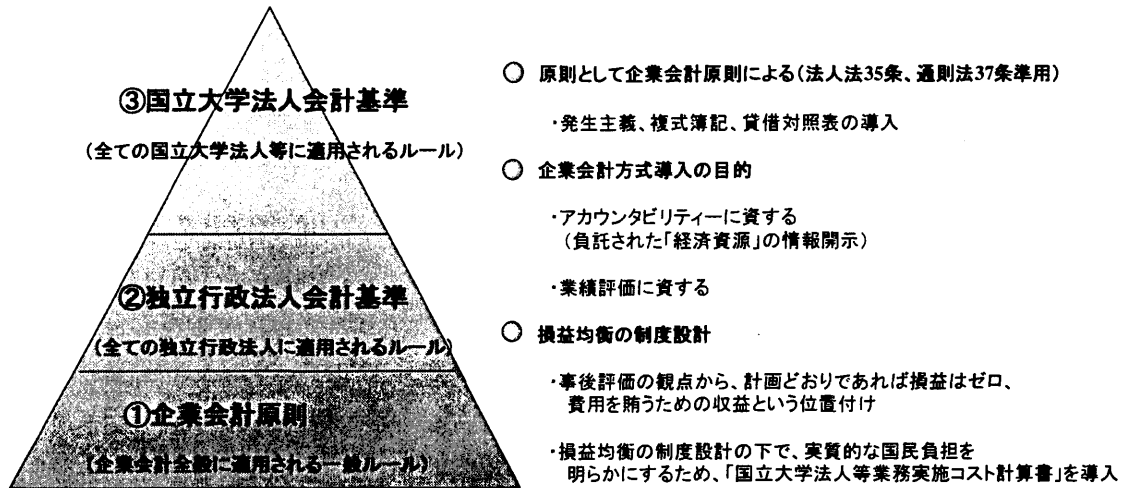
2

中央青山監査法人

Ⅲ. 国立大学法人の財務報告制度の概要

1. 会計処理方法(会計基準)の変化

独立行政法人は、原則として「企業会計原則」に従います。
しかし、企業会計原則は営利企業を対象としたルールなのでそのまま適用するのは適当ではありません。
そこで、必要な修正を加えたものが「独立行政法人会計基準」です。独立行政法人でも、国立大学法人等については先行の独立行政法人に比べて、自己収入が多額であること等の環境がことなるため、さらに追加修正を加えたものが「国立大学法人会計基準」です。



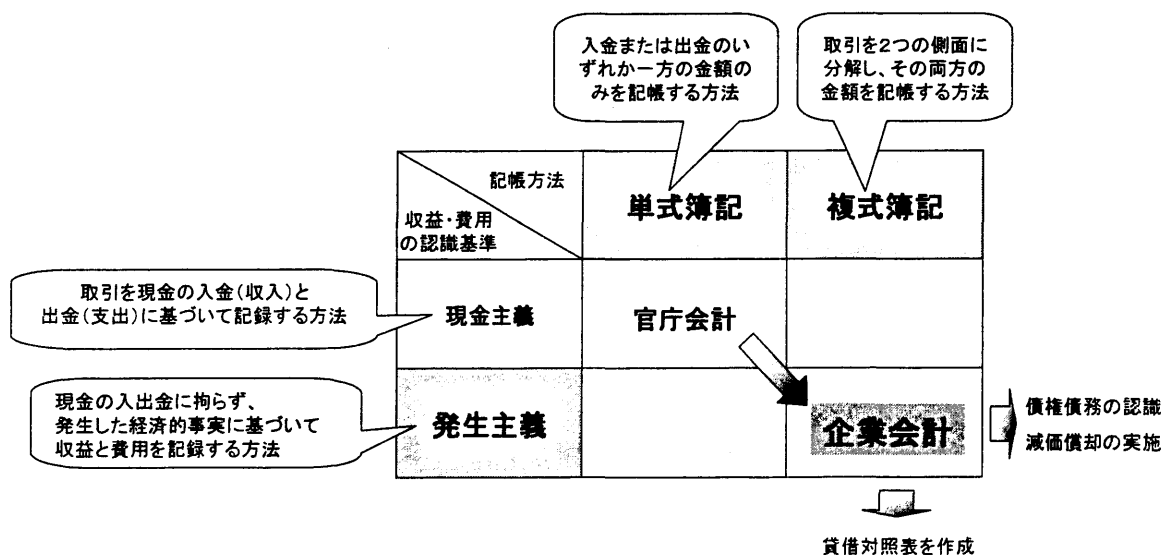
3

中央青山監査法人

Ⅲ. 国立大学法人の財務報告制度の概要

2. 企業会計方式とは

国立大学法人には、従来の官庁会計に代わって複式簿記と発生主義という企業会計の基本概念が導入されます。



4

中央青山監査法人

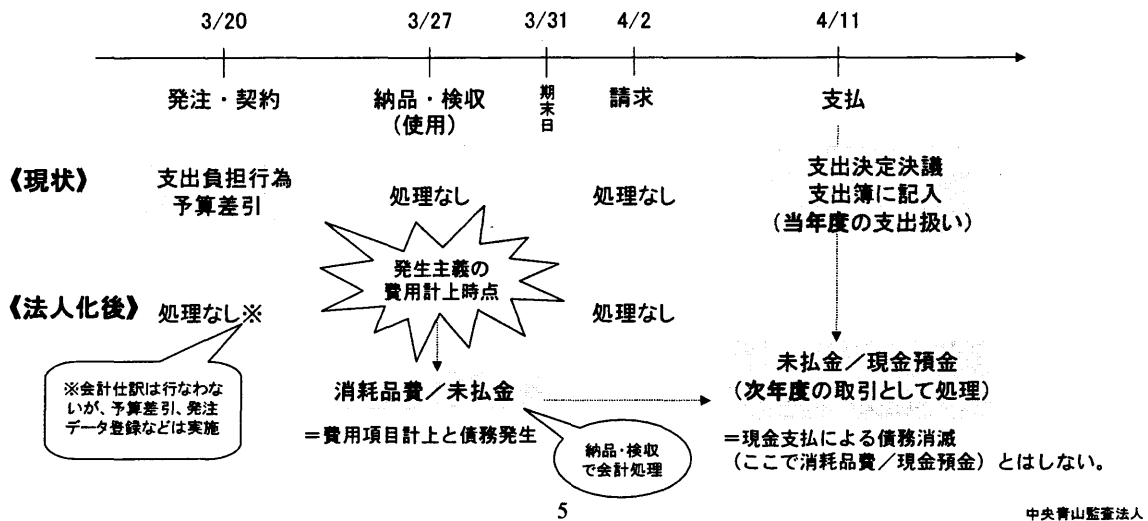
Ⅲ. 国立大学法人の財務報告制度の概要

3. 発生主義

現金主義と発生主義 … 利益計算基準(損益の認識時点の考え方)

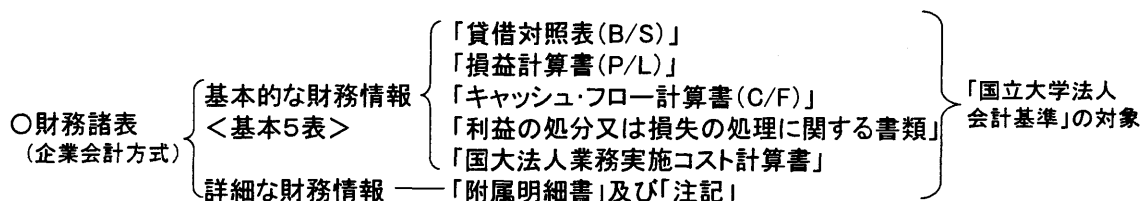
- ① 現金主義の原則 …… 現金の受払の時点で、収益及び費用を計上する。
- ② 発生主義の原則 …… 現金の入出金に係らず、発生した経済的事実に基づいて収益と費用を記録する方法。

＜発生主義の適用例＞消耗品購入の場合 出納整理期間はなくなります！



Ⅳ. 国立大学法人における財務報告制度～作成報告すべき決算書の体系

国立大学法人が作成する財務諸表等(法人法35条、通則法38条準用)

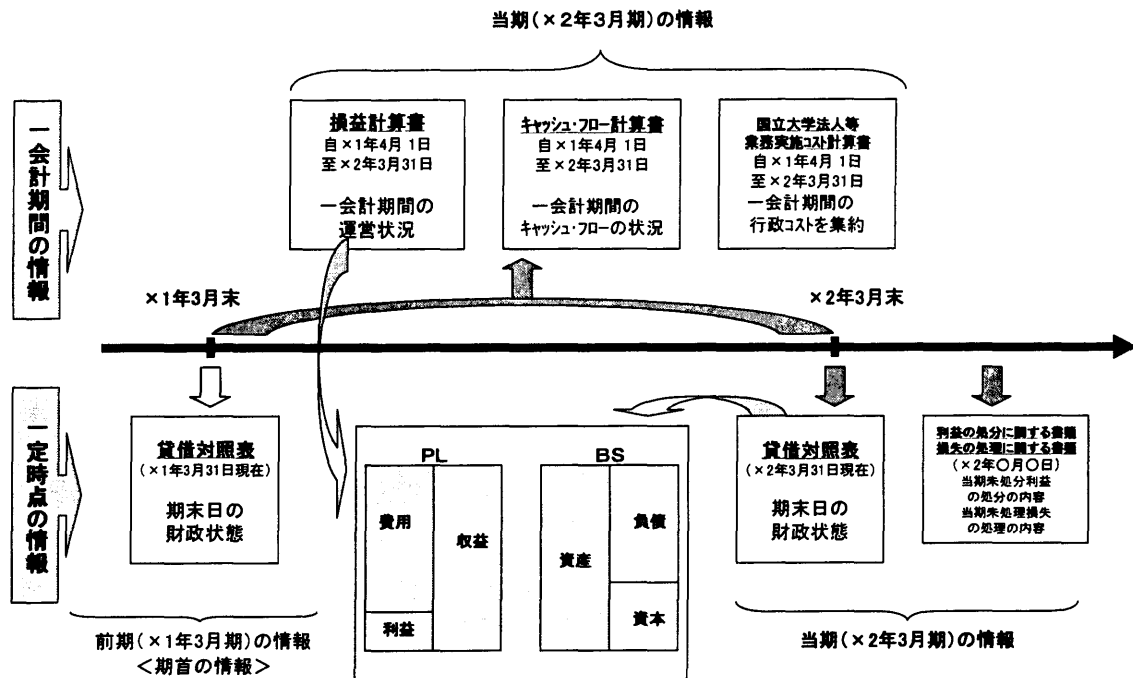


○事業報告書

- 予算の区分に従い作成した決算報告書 (官庁会計方式)
- ← 国大法人及び独法の会計実務の特徴点 「年度計画」の「予算」に対する決算対比

V. 財務諸表の体系・仕組み

1. 財務諸表の情報の内容

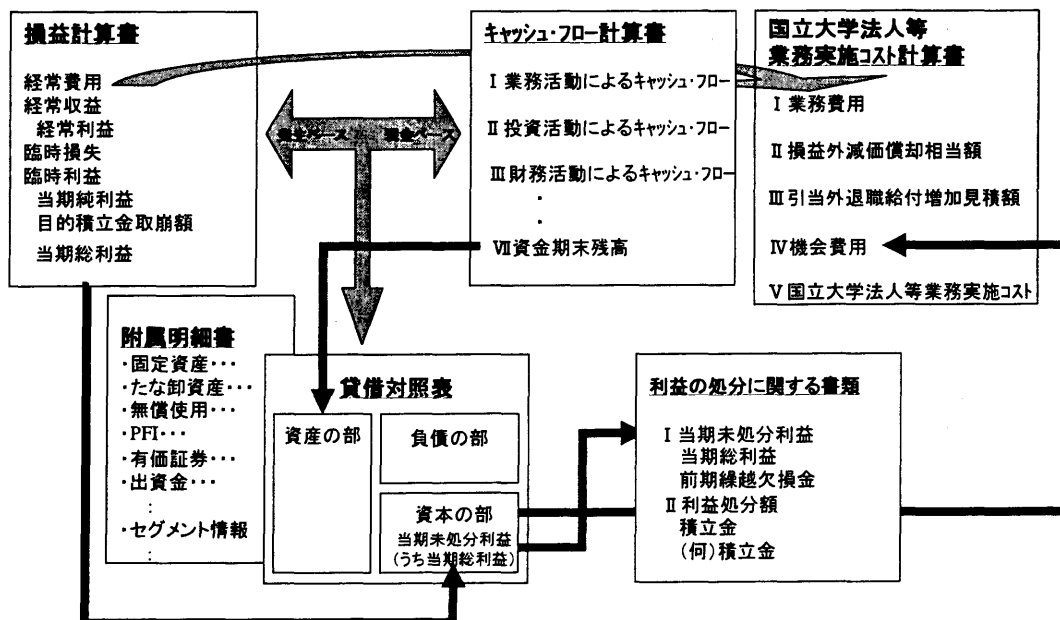


7

中央青山監査法人

V. 財務諸表の体系・仕組み

2. 財務諸表の体系～諸表の関係

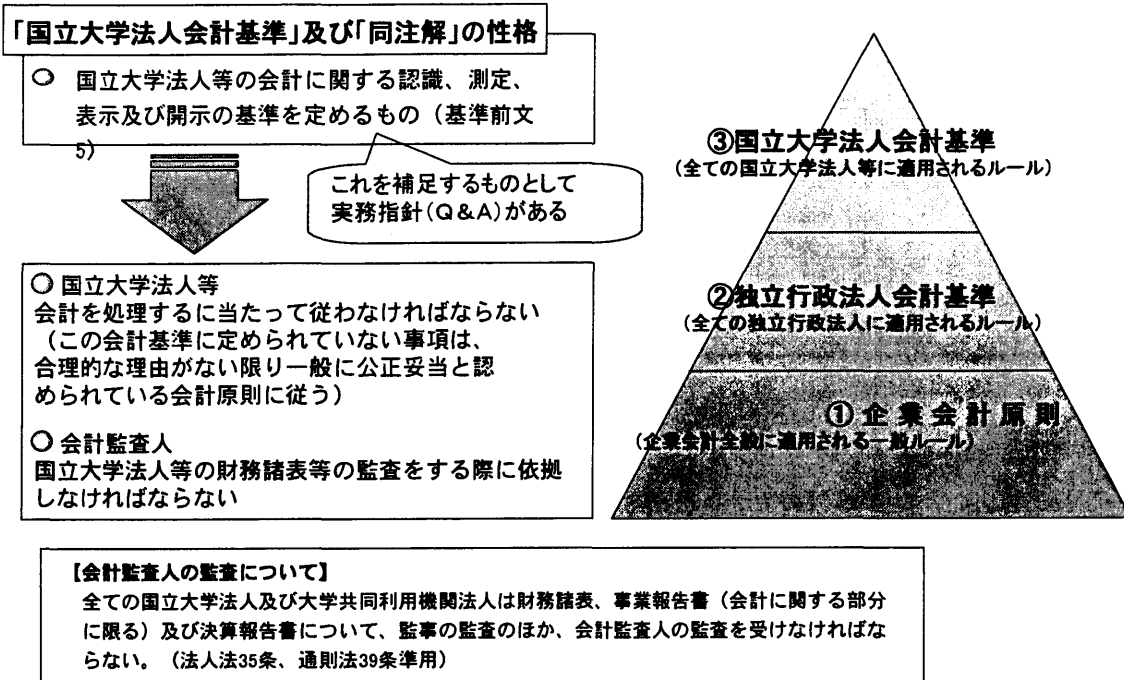


8

中央青山監査法人

VI. 国立大学法人会計基準の枠組み

1. 会計基準の基本概念



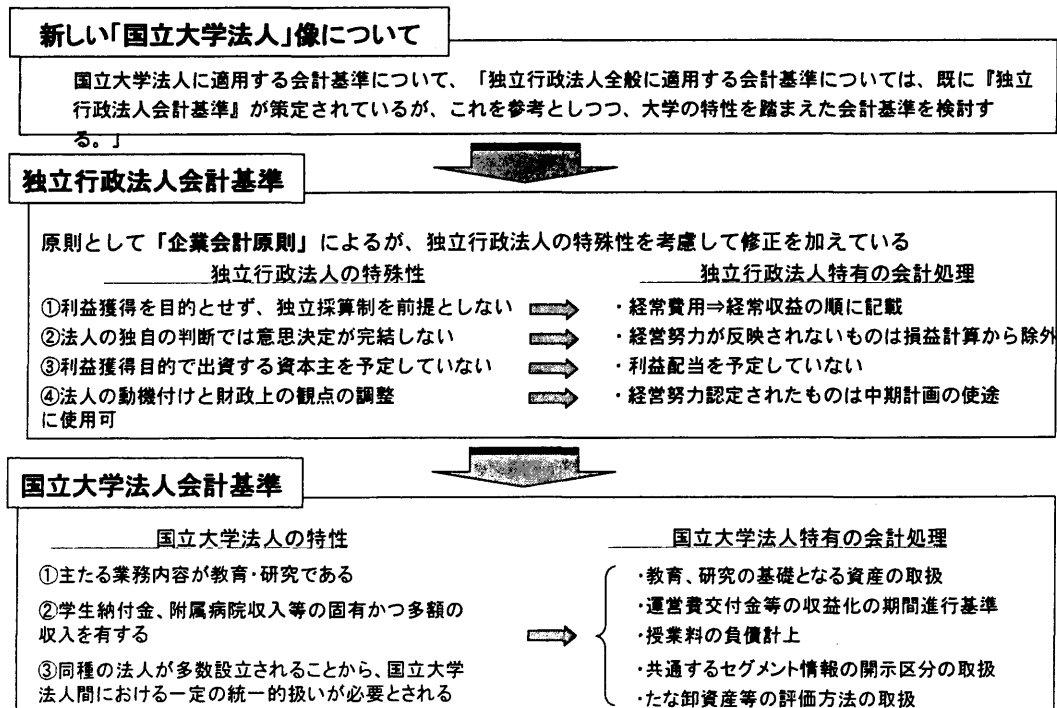
9

中央青山監査法人

国立大学法人における財務制度

VI. 国立大学法人会計基準の枠組み

2. 会計基準設定の背景



10

中央青山監査法人

VI. 国立大学法人会計基準の枠組み

3. 会計基準の修正①

会計基準の修正 その1【企業会計原則 ⇒ 独立行政法人会計基準】

独法特有の会計処理	会計処理の概要
運営費交付金の会計処理	①入金時の収益ではなく運営費交付金債務として負債計上 ②運営費交付金債務は、原則として業務の進行に応じて収益化（※1）
施設費の会計処理	施設費は国が財産的基礎の提供を目的として拠出する性格から、 ①受入時に預り施設費として負債計上 ②資産取得時に資本剰余金に振替え
寄附金の会計処理	寄附者の意図を尊重し、使途特定の場合、「預り寄附金」(※2)として負債計上し、特定された使途に充てた額を取り崩す
会計基準第86特定資産の減価に係る会計処理	経営と実施機能を分離し、統制可能なコストのみを損益計算書に反映させるために、資産の減価に対応する収益の獲得が予定されないものとして特定した資産の減価償却費を損益外処理
退職手当に係る会計処理	統制可能コストのみを損益計算書に反映させるため中期計画等で財源措置が明らかにされている退職手当については引当金を計上しない

※1 「業務の進行」:①業務の達成度(業務の実施と運営費交付金財源の対応関係が明らかな場合) 「成果進行基準」
②期間の経過(業務の実施と運営費交付金財源が期間的に対応している場合) 「期間進行基準」
例外:業務のための支出額を限度として収益化(業務の実施と交付金の対応関係が明確でない場合)「費用進行基準」
※2 国立大学法人会計基準では「寄附金債務」として負債計上

VI. 国立大学法人会計基準の枠組み

3. 会計基準の修正②

会計基準の修正その2【独立行政法人会計基準 ⇒ 国立大学法人会計基準】

項目	独立行政法人会計基準	国立大学法人会計基準
運営費交付金・授業料	業務の進行に応じて収益化制度設計上は成果進行基準を想定 期間進行基準、費用進行基準は例外	原則として、期間進行基準(基準77②) 研究プロジェクトについては成果進行基準を想定(Q77-2③)
貸借対照表の配列	流動性配列法	固定性配列法(基準49)
図書取り扱い	規定はないが、通常は費用処理	固定資産として整理するが、償却は行わず、除却時の費用処理(注31)
美術品・収蔵品	規定はないが、備忘価額で評価	原則として、取得価額による(注32)
棚卸資産の評価	個別法、先入先出法、平均原価法	原則として、移動平均法に基づく低価法(基準30①②)
消費税等の処理	規定はないが、税抜き、税込み処理ともに採用	税込み処理(Q76-5)
損益計算書の区分	形態別分類	業務費用については 目的別分類 +形態別分類(Q60-1③)

VI. 国立大学法人会計基準の枠組み

4. 会計基準の構成

第1章 一般原則 (基準1～7)	○ 国立大学法人の会計処理・財務諸表全てに共通して適用される基本原則
第2章 概念 (基準8～24)	○ 資産・負債・資本・費用・収益の定義 ○ 各勘定科目の定義
第3章 認識及び測定 (基準25～37)	○ 認識基準（会計処理のタイミング）を規定 ○ 測定基準（評価額の決定方法）を規定
第4章 財務諸表の体系 (基準38～44)	○ 作成すべき財務諸表を規定 ○ 各財務諸表の作成目的を規定
第5章 貸借対照表 (基準45～55)	○ 各財務諸表の表示区分及び表示項目を規定 ○ 各財務諸表の標準的様式を規定
第6章 損益計算書 (基準56～62)	
第7章 キャッシュ・フロー計算書 (基準63～66)	
第8章 利益の処分又は損失の処理 に関する書類 (基準67～71)	
第9章 国立大学法人等業務実施コスト 計算書 (基準72～74)	
第10章 附属明細書及び注記 (基準75・76)	○ 運営費交付金や施設費など国立大学法人固有の会計処理について規定 ○ 連結財務諸表の作成目的・会計処理の原則及び手続・表示方法等について規定
第11章 国立大学法人固有の会計処理 (基準77～88)	
第12章 連結財務諸表 (基準89～115)	

VII. 固定資産会計

1. 固定資産の分類

【貸借対照表のどこの部分か】		2 無形固定資産	
<資産の部>		特許権	× × ×
I 固定資産		借地権	× × ×
1 有形固定資産		商標権	× × ×
土地	× × ×	実用新案権	× × ×
建物	× × ×	意匠権	× × ×
減価償却累計額	× × ×	鉱業権	× × ×
構築物	× × ×	漁業権	× × ×
減価償却累計額	× × ×	ソフトウェア	× × ×
機械装置	× × ×	・ ・ ・	× × ×
減価償却累計額	× × ×	無形固定資産合計	× × ×
工具器具備品	× × ×	3 投資その他の資産	
減価償却累計額	× × ×	投資有価証券	× × ×
図書	× × ×	関係会社株式	× × ×
美術品・収蔵品	× × ×	長期貸付金	× × ×
船舶	× × ×	関係会社長期貸付金	× × ×
減価償却累計額	× × ×	長期前払費用	× × ×
車両運搬具	× × ×	債券発行差金	× × ×
減価償却累計額	× × ×	未収財源措置予定額	× × ×
建設仮勘定	× × ×	・ ・ ・	× × ×
・ ・ ・	× × ×	投資その他の資産合計	× × ×
有形固定資産合計	× × ×		

Ⅶ. 固定資産会計

2. 取得～償却に係る財源別処理

固定資産の取得に係る財源の処理及び償却の処理

移 行 時	財源	財源取得時の 財源の処理	資産取得時の財源の処理		償却に係る処理 (上段:減価償却の処理) (下段:見返勘定の処理)	
			非償却資産(①)			償却資産
			中期計画内	中期計画外		
	現物出資(①)	-	資本金	-	損益外減価償却累計額(③) -	
	無償贈与	-	資本剰余金	-	減価償却費 資産見返物品受贈額(②) 資産見返物品受贈額戻入	
移 行 後	施設費	預り施設費	資本剰余金	-	資本剰余金 損益外減価償却累計額(③)	
	運営費交付金	運営費交付金債務	資本剰余金	資産見返 運営費交付金等	資産見返 運営費交付金等 減価償却費 資産見返運営費交付金等戻入	
	授業料	授業料債務	資本剰余金	資産見返 運営費交付金等	資産見返 運営費交付金等 減価償却費 資産見返運営費交付金等戻入	
	寄附金(使途特定)	寄附金債務	資本剰余金	資産見返 寄附金	資産見返 寄附金 減価償却費 資産見返寄附金戻入	
	寄附金(使途不特定)	収益処理	-	-	-	
	剰余金	-	資本剰余金	-	減価償却費 又は 損益外減価償却累計額(③) -	
	無償使用		仕訳なし		繰上コスト認識	

- 大前提: 資産計上基準 = 50万円以上
- ① 金額基準なし(50万円未満でも資産計上)
- ② 50万円未満のものについては資産計上はしないが、以下の仕訳が必要
(消耗品費) × × (物品受贈益) × ×
- ③ 基準B3の適用を前提

15

中央青山監査法人

国立大学法人における財務制度

Ⅶ. 固定資産会計

3. 図書・美術品・収蔵品

【意義】

図書:

印刷その他の方法により複製した文書又は図面、又は電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識できない方法により文字、映像、音を記録した物品としての管理が可能なるものをいう。(注31)

美術品:

建造物、絵画、彫刻、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、我国にとって芸術的価値が高く、希少価値を有するもの。(Q10-1)

収蔵品:

教育・研究の対象として供されるために収蔵された化石、鉱石、標本等の物のうち美術品を除くもの。(Q10-1)

【図書のポイント】(注31)

① 国立大学法人にとって、教育・研究の基礎となるものであることから、雑誌やパンフレット等教育・研究上一時的な意義しか有さないものを除き、金額の多寡にかかわらず有形固定資産として取得価額(※)をもって貸借対照表価額とする。(Q9-1③)

② 個々により使用の実態が大きく異なること及び比較的少額かつ大量にあることから、図書を除却する際に費用として認識することとし、使用期間中における減価償却は行わない。

① 図書

企業会計では通常「費用」または「資産(備品)」として扱う

しかし...

- 教育・研究に不可欠
⇒「図書」として有形固定資産計上
- 少額・多量⇒減価償却しない

② 美術品・収蔵品

- 教育・研究に不可欠
⇒備品と区別して表示(原則: 取得価額)
- その性質上重要
⇒減価償却の対象外(永続的に保有する)
(Q36-10)

※図書の評価額の例(Q36-9)

- 1) 雑誌を合冊製本した場合
- 2) 寄贈図書
- 3) 古文書を電子媒体に複製記録した場合の当該媒体
- 4) 加除式の図書
- 5) データベース

16

中央青山監査法人

国立大学法人の財務制度～まとめ

- 国大法人化による財務制度の2つの変化
- 資金繰り管理の必要性＜資金構造の変化＞
- 企業会計方式の導入採用＜財務報告制度の変化＞
- 複式簿記と発生主義の理解
- 国立大学法人が作成公表する財務諸表等
- 貸借対照表(BS)と損益計算書(PL)
- 国立大学法人会計基準
 - 性格・特徴・ポイント・構成
- 固定資産の処理
 - 財源別の処理
 - 図書の資産計上